

中国編

④ 中国 RoHS に関連する法規制 —— 製品系 に関連

法律/政策の名称	電気電子製品有害物質使用制限
現地語名称	电器电子产品有害物质限制
公布/施行日等	2016 年 1 月 21 日公布
カバー期間	2019 年 5 月から 20

バックグラウンド情報

中国では、「電気電子製品有害物質使用制限」が、電気電子製品に含まれる有害物質の使用を制限する。電

標準番号	
SJ/T 11364-2006	「電子情報用装置の有害物質使用制限」
GB/T 26572-2011	「電子情報用装置の有害物質使用制限」
GB/T 26125-2011	「電気電子製品有害物質使用制限（鉛・カドミウム・六価クロム・多環芳香族炭化水素（PAHs）の測定）」
SJ/T 11364-2014	
GB/T 31274-2014	

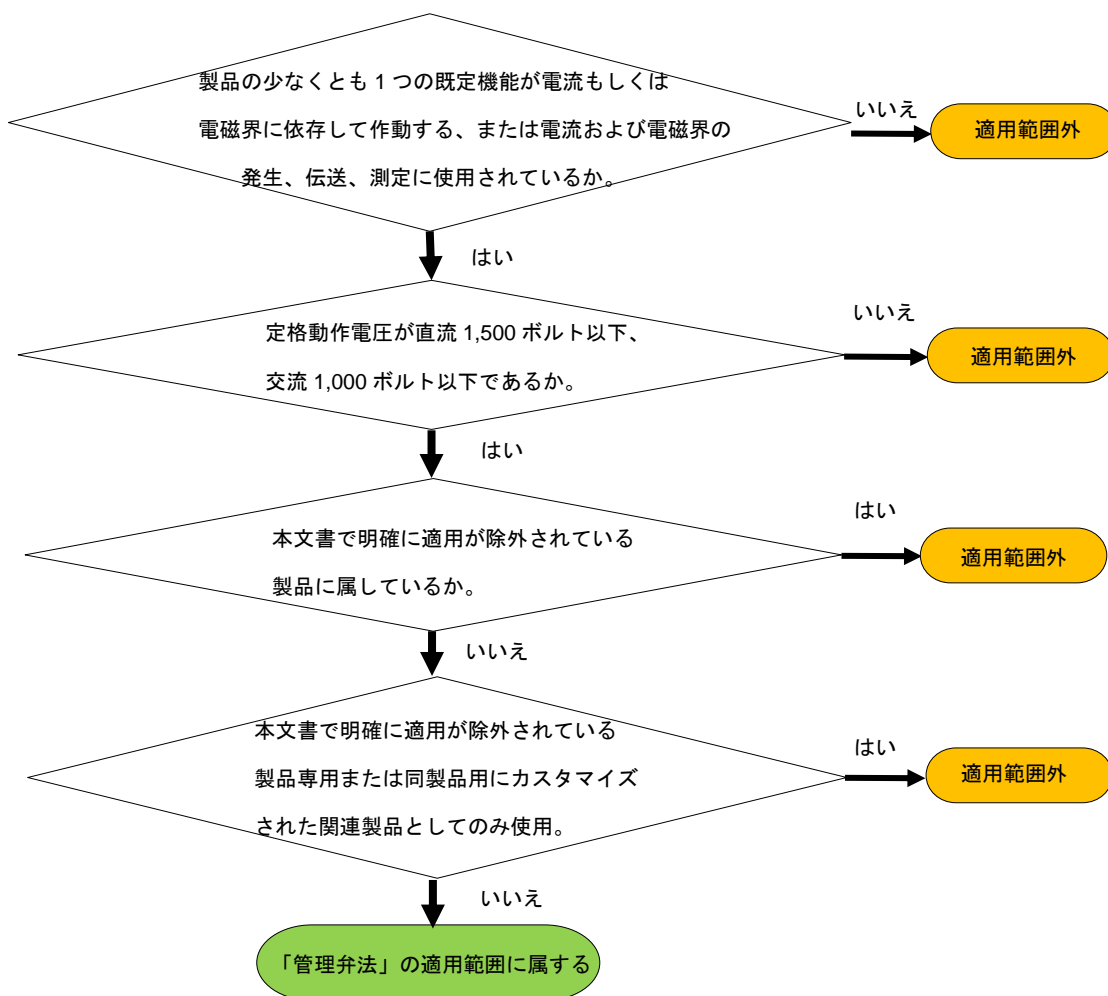
■中国 RoHS の

2016 年 7 月 1 日より施行される。旧法の施行に伴い、旧法である「電子情報用装置の有害物質使用制限」が RoHS II、あるいは改正版 RoHS とも呼ばれる。

●対象製品

電気電子製品（電圧 1000V 以下）：電流あるいは電磁場に起因する電磁放射および電磁場の生成・伝送・測定を目的とする、定格電圧が直流の場合は 1000V 以下、交流の場合は 1000 ボルト以下の設備および周辺製品。ただし、電力の生産・伝送・配分に係わるものは除く。

具体的な適用範囲については、下記のフローチャートに基づき判断する。



● 適用範囲

適用範囲には、以下の機器やその関連機器が含まれるが、これらに限らない。

1	通信機器
2	ラジオ、テレビ機器
3	コンピューターやその他の OA 機器
4	家庭用電気電子機器
5	電子式計器
6	工業用電気電子機器
7	電動工具
8	医療用電子設備や機械
9	照明製品
10	文化・教育、工芸・美術、体育、娯楽用の電子製品

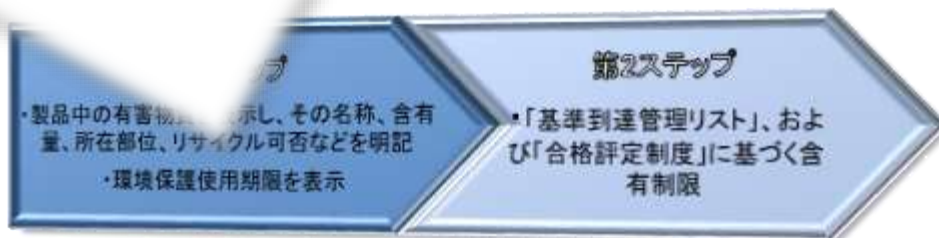
●適用除外製品

以下の電気電子機器、および同様の機器用にカスタマイズされた関連製品は、「管理弁法」の適用範囲外である。

1. 発電所、送配電施設、変電所、変圧器、電力の生産、伝送および分配に関する機器。
2. 軍事用途の電気電子機器。
3. 特殊な環境または用途のために設計された機器。
4. 輸出用の電気電子機器。
注意：輸出用機器は、輸出入規制の使用制限に関する規定に適合している。
5. 一時的に製造中止または販売しない電気電子機器。
6. 科学研究用の機器。
7. 展示品、博物館の展示品など。

●対

<ul style="list-style-type: none"> ・製品中の有害物質を明示し、その名称、含有量、所在部位、リサイクル可否などを明記 ・環境保護使用期限を表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・「基準到達管理リスト」(0.1wt%) ・「合格認定制度」に基づく含有制限
--	---



■中国工業情報化部が、中国版 RoHS に基づく有害物質限量要求への適合を求める製品の「第1次リスト」および「適用除外リスト」を公表した

中国工業情報化部は、2018年3月15日【公告】として、「電気電子製品有害物質使用制限基準到達管理リスト」および「基準到達管理リスト使用制限物質適用除外リスト」を公表した。

施行日	2018年3月15日
リスト掲載製品への要求事項	鉛、カドミウム、水銀、六価クロム、ポリブレンフェニルエーテル（PBDE）の5種類の有害物質の含有率が0.1%以下であること。
その他	鉛、カドミウム、水銀、六価クロム、PBDEの5種類の有害物質の含有率が0.1%以下であること。

● 第1次リスト

1	電話機
2	携帯電話機
3	無線機
4	無線機
5	無線機
6	無線機
7	無線機
8	無線機
9	無線機
10	無線機
11	無線機
12	電話機

※ 「基準到達管理リスト」には、製品の範囲や定義、適用範囲の説明が記載されている。

※ また、リスト最下部の注書きには、以下のように注記されている。

「本リスト中の製品については、リスト外の製品の部品として使用される場合、本リストの適用範囲には属さない。ただし、これらの製品の最終的な用途が不明で、かつ、市場において単独で販売される場合は、本リストの適用範囲に属する」

● 「基準到達管理リスト使用制限物質適用除外リスト」

「基準到達管理リスト使用制限物質適用除外リスト」に記載された製品については、工業

情報化部の公告によると、当面、有害物質使用制限基準の実施は求められない。「適用除外リスト」には、各有害物質の使用制限が除外用途別、用途別、用途・用途別、用途・用途・用途別、用途・用途・用途・用途別の限度値要求が記載されている。すなわち、記載された用途や限度値以外に使用される場合は、適用除外とみなされる。

以下にて、同リストの一部を示す。

番号	適用除外用途
水銀 (Hg)	
1	一般照明用途の片口金形蛍光ランプ。 30W 未満。 30W 以上 50W 未満。 50W 以上 150W 未満。 150W 以上。 環形または角形。 特殊用途用。 30W 未満。

■中国、「電気電子製品に有害物質使用制限基準の取り決め」を公布——2019年11月1日

中国市場向けに製造・販売される電気電子製品に有害物質使用制限基準の取り決めを公布した。中国市場向けに製造・販売される電気電子製品に有害物質使用制限基準の取り決めを公布した。中国市場向けに製造・販売される電気電子製品に有害物質使用制限基準の取り決めを公布した。中国市場向けに製造・販売される電気電子製品に有害物質使用制限基準の取り決めを公布した。

- 2019年11月1日、中国市場向けに製造・販売される電気電子製品に有害物質使用制限基準の取り決めを公布した。中国市場向けに製造・販売される電気電子製品に有害物質使用制限基準の取り決めを公布した。中国市場向けに製造・販売される電気電子製品に有害物質使用制限基準の取り決めを公布した。

【合格評定的方式】

- 以下の2種類の方式が含まれる。



1. 任意認証 (国家推進任意認証)

企業が任意で申請し、関連する有害物質使用制限標準および技術規範の要求に電気電子製品が適合していることを第三者機関が証明する方式。

2. 適合宣言 (自己宣言)

供給者（生産者、授権代表者などを含む）の提供する電気電子製品が有害物質使用

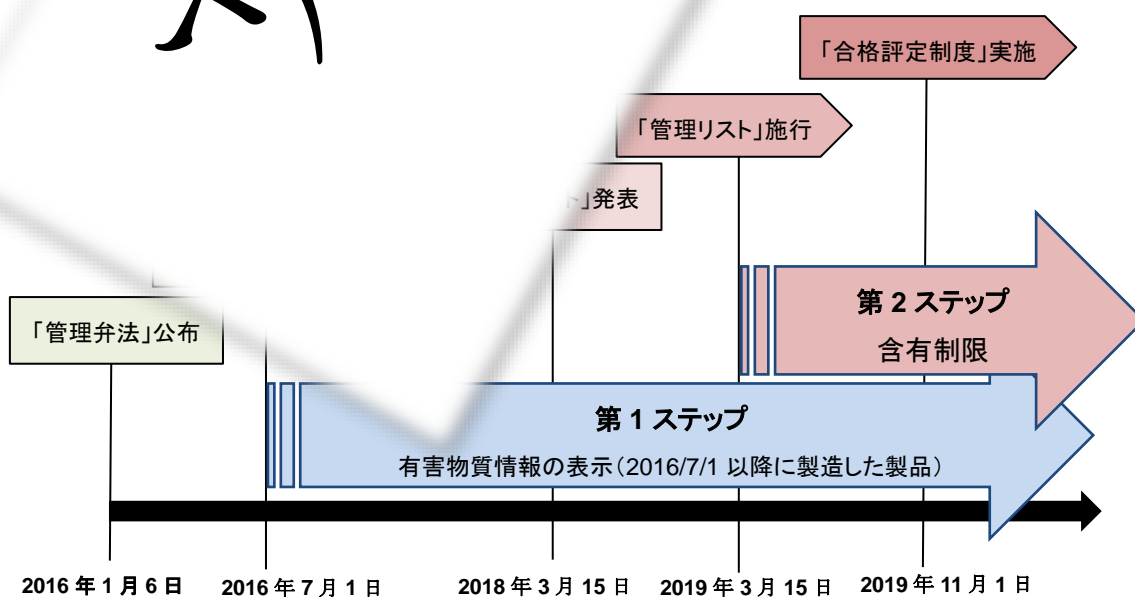
制限標準および技術規範の要求を満たしていることを証明するために、自主的に合理的な方法を用いて適合性評価を完了する電気電子製品の適合性情報を報告する。

方式	合格認定ラベル	報告(義務)者
任意認証 (国家推進任意認証)		製造業者、輸入業者などを (含む)
適合宣言 (自己宣言)		製造業者、輸入業者などを (含む)

- 「基準到達管理」(国家推進任意認証)と「適合宣言」(自己宣言)の2種類の方式を選択し、電気電子製品の有害物質使用状況を報告しなければならない。

注：適合宣言の有害物質使用状況を報告する際、右側の「管理リスト」を参照し、2016年7月2日に電気電子製品を明確に規定した。図のとおり、右側の「管理リスト」を参照し、2016年7月2日に電気電子製品を明確に規定した。

■中国



最近の主な動向

■ 中国国家市場監督管理総局は、「電気電子製品有害物質使用制限合格評定制度実施の取り決め」の FAQ 文書（意見募集稿）及び「電気電子製品有害物質使用制限基準到達管理リスト(第1次)」FAQ 文書（意見募集稿）を公開した。

- 中国国家市場監督管理総局は、「電気電子製品有害物質使用制限合格評定制度実施の取り決め」の FAQ 文書（意見募集稿）は、計 33 問で、以下の 4 つの構成となっている。
- 第 1 部分 政策篇
 - 第 2 部分 企業執行篇
 - 第 3 部分 認証及び検査篇
 - 第 4 部分 監督管理篇

以下に、同 FAQ 文書の「質問」を掲載する。

質問	
電気電子製品有害物質使用制限合格評定ラベルの取得に際しては、1 ステップのラベル取得と、期限満了後、再度申請が必要または e コンプライアンスを代行する必要があるのか？	「至るべき製品」ラベル使用管理弁法」によると、「到着した製品」ラベル使用管理弁法に記載のない製品は、電気電子製品有害物質使用制限合格評定のラベルを使用できない。企業は、企業自身が関係関連法規により自主的に関連ラベルを取得する必要がある。
「至るべき製品」ラベル使用管理弁法によると、製品の製造者は、製品の製造者または供給者により必ず適合性情報が報告されなければならない。供給者とは、生産者または授権者（ODM 代行モデルで生産する）を指す。生産者とは、生産または他人に委託して製品を設計、生産、且つその名義/ブランドとして販売し、製品の品質に対して主体責任を負う中国内で登録した法人として位置づけの企業を指す。授権代表者とは、外国生産者により書面で授権され、外国生産者を代表し公共サービスプラットフォーム	
ODM 代行モデルで生産する製品の品質について、代行工場により合格評定情報の報告をしてもよいのか？	

	に適合性情報を報告する中国内で登録した法人として位置づけの企業を指す。外国生産者はその子会社、輸入者または代理工場を選択して授権代表者として行うことができる。代理工場は中国国内にない。
自己宣言及び技術支援文書は英語で作成できるのか？技術支援文書とするテスト報告は中国以外の実験室により作成してもよいのか？	自己宣言(第1次)及び技術支援文書(含む)は中国国内の実験室により作成する必要がある。

- 「電気電子製品有害物質付着試験方法」(意見募集稿)の発表と合わせて「到達管理リスト(第1次)」に関するFAQ(第1次)を2つ分野(範囲と部品)に分けて、「到達管理リスト」の適用範囲外となる製品について、「到達管理リスト」の適用範囲外となる。

以下に、同

マルチエアコンディショニングシステムに属する。その範囲を判断する。マルチエアコンディショニングシステムは、室内機室も単独に管理される。室内機室の定格冷却量は定格冷却量 \leq 14000 ワットで「到達管理リスト」の適用範囲に属する。室内機室の定格冷却量は定格冷却量 $>$ 14000 ワットだった場合は「到達管理リスト」の適用範囲外となる。
「到達管理リスト」の適用範囲外となるのは、実際にプリンターで印刷できる最大サイズの「到達管理リスト」の適用範囲外となる。
「到達管理リスト」の適用範囲外となるのは、実際にプリンターで印刷できる最大サイズの「到達管理リスト」の適用範囲外となる。
体育館等、公共場所で使用されるモニターは、「到達管理リスト」におけるモニターの製品定義及大型液晶モニターは、「到達管理リスト」の適用範囲外となる。説明により、サイズによらず、モニター製品は「到達管理リスト」に属する。
「到達管理リスト」中のモニター製品は、サイズ又は応用の面で何か判断基準があるのか？
「管理弁法」により、「到達管理リスト」中の電気電子製品の定義により、「到達

<p>スト」に記入されている製品は制限量の要求を満たさなければならない、「到達管理リスト」に記入されている製品の部品は制限量の要求を満たす必要があるのか？</p>	<p>管理リスト」中の製品は付属製品を含む。したがって、「到達管理リスト」中の製品の付属部品及び「到達管理リスト」中の製品の専用選択可能な部品は制限量の要求を満たす必要がある。部品は単独販売される時は「到達管理リスト」に管理されない。</p>
<p>エアコンの現場取付用の部品は「管理弁法」の適用対象となるのか？</p>	<p>エアコンの現場取付用の部品は銅パイプ及び銅パイプの溶接、銅パイプの溶接の部品が「到達管理リスト」に「到達</p>

■中国電子技術標準化委員会の「フタル酸エステル

中国電子技術標準化委員会「電気電子製品における4種類のフタル酸エステル」(意見募集稿)を公表し、意見募集期間が満了した。

同標準は、物質に4種類のフタル酸エステルを追加するため、同標準が制定されたという。

の測定。

エステルは、以下の炭化水素化合物を指す。

	英語名	CAS 番号
	Di(2-ethylhexyl)phthalate	117-81-7
2	Butyl benzyl phthalate	85-68-7
3	Dibutyl phthalate	84-74-2
4	Diisobutyl phthalate	84-69-5

【測定方法の概要】

- 分析する試料を粉碎した後、有機溶剤を使用
- 温度制御が可能な超音波洗浄機による超音波洗浄、高速液体クロマトグラフィー（HPLC）を用
- 分析対象物質の保持時間を使用して

【フタル酸エステル含有量の計算式】

以下の公式に従って、サンプル中の

$$X = \frac{c \times V}{m}$$

* X-サンプル中のフタル酸

* c-サンプルのフタル酸

* V-サンプルの定容体

* m-サンプルの質量

※ 2回の並行測定結

■RoHS 関連標 家推奨標準

「評価通則」など 3 本の国

中国全、2019年9月5日、以下の3本の国

・「電機電子製品有害物質使用制限適合性評価通則」（GB/T 37876-2019）

・「電機電子製品有害物質使用制限適合性評価方法」（GB/T 37861-2019）

「ガスクロマトグラフィー/質量分析法」

以下は、上記3本の国

【施行日】

上記3本の国家標準は、いずれも2020年3月1日より施行される。

【概要】

● 「電機電子製品有害物質使用制限適合性評価通則」（GB/T 37876-2019）

GB/T 27050「合格評定供給者適合性宣言」シリーズの技術的枠組みを参考にし、電機電子製品有害物質使用制限の適合性に対して実施する評価の手順、内容、方法について規定されている。有害物質のリスク評価から評価結果の出力までの全過程について規定した同標準

により、関連企業は、中国や世界の関連する技術法規や、指令要求を満たすことができる。さらに、産業チェーンの川上・川下で実施する適合性評価にも適用可能である。

- 「電気電子製品中のハロゲン含有量の測定 イオンクロマトグラフィー」(GB/T 37861-2019)

同標準では、電気電子製品中のハロゲン含有量の測定にイオンクロマトグラフィーによる測定方法について規定されており、電気電子製品のポリ塩化ビニル、ポリ塩化エチレンにおけるフッ素 (F)、塩素 (Cl)、臭素 (Br) の含有量測定にイオンクロマトグラフィーによる測定の方法が規定されている。測定結果の正確性の向上が図られている。

- 「電気電子製品中の揮発性有機化合物の測定 気相クロマトグラフィー」(GB/T 37840-2019)

電気電子製品中の揮発性有機化合物 (VOC) の測定に気相クロマトグラフィー/質量分析法 (GC-MS) を用いた測定方法が規定されている。製品中の揮発性有機化合物の測定に適用可能な揮発性有機化合物の放出装置での熱脱離 (TD) 装置が規定されている。この標準は、中国の電気電子製品における環境保護の要求を満たすための技術支援文書としての役割を果たしている。

■RoHS に関連する「RoHS 適合性宣言フォーム」を発表し試験運用を開始

中国工業和信息化部 (MIIT) は、2019年10月8日、中国 RoHS 制度に関連する「RoHS 適合性宣言フォーム」を発表し、試験運用を開始した。

「電気電子製品有害物質使用制限管理規則 (2016年12月)」に記載された 12 種類の電気電子製品の供給者 (生産者) は、この規則に基づいて製品の適合性情報を公表することにより、その製品における有害物質の使用制限管理規則 (2016年12月) に「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」及びその関連標準の要求を満たしていることを大衆消費者に保証することができる。

国推任意認証の方式を選択し合格評定された場合、認証機関も本公共プラットフォームにて企業の製品認証情報をアップロードできる。本公共プラットフォームは、供給者が提供する製品における有害物質の使用情報を公開するだけでなく、電器電子製品中の有害物

質使用状況に対する消費者の知的権利のニーズを満たすものでもある。

また、本公共プラットフォームの使用ガイド「電気電子製品有害物質使用制限供給者適用性宣言ガイド」が発表され、企業にとって参考になる。下記のウェブサイトにてダウンロードできる。

<http://www.cesi.cn/cesi/rohs/201910/5645>

2019年10月21日までに、エンヴィイ・ジャパン（中国）には、キヤノン（中国）、ソニー（中国）の合格認定情報（PDF）がアップロードされ公開されている。

今後の展開とスケジュール

- 「電気電子製品有害物質使用制限供給者適用性宣言ガイド」の正式書及び「電気電子製品有害物質使用制限供給者適用性宣言ガイド」の正式版の発表

中国電子技術標準化協会（CETC）は、「標準到達管理リスト」や「適用除外リスト」、「合格認定管理リスト」の作成（質問とその回答）が作成される予定である。

- SJ/T 11364-2014の改訂版の正式版は、2020年4月ごろ発表される

中国電子技術標準化協会（CETC）のウェブページによると、SJ/T 11364の改訂版の正式版は、2020年4月ごろ意見募集を開始し、2020年5月ごろ正式版として発表される。現在の標準の現行版は、SJ/T 11364-2014である。

2019年10月21日、「電気電子製品有害物質使用制限供給者適用性宣言ガイド」の発表とともに、中国におけるRoHSに関連する規制の最新情報も発表された。2019年11月現在、「基準到達管理リスト」や「適用除外リスト」、「合格認定管理リスト」に関するFAQ文書（よくある質問とその回答）の正式版はまだ公表されていないため、中国版RoHSの第2ステップに関する多くの疑問に対する答えがなされていないが、合格認定の12品目に関連する各企業は模索しながら、電気電子機器有害物質使用制限公共プラットフォームに自社の合格認定情報、すなわち任意認証と自己宣言の結果をアップロードし始めている。

コストの面で影響の大きい、第1ステップ及び第2ステップのラベルの貼り付け方、OEM代行モデルで生産された製品の合格評定方式並びに12品目の電気電子製品の部品の合格評定の認証が必要であるかなどの質問は企業が一番関心を持っているものと見られる。基準到達管理リスト」や「適用除外リスト」、「合格評定制度」に関してすでに公表されているFAQ文書の意見募集稿は正式版ではないが、以上の疑問に対して方向を指し示している。ラベル貼付方法については、SJ/T 11364「電子電気製品有害物質使用制限標識要求」の改正版の発表によって、具体的な方法が最終的に示されることになるので、注視されたい。

【2019.12.05 CY】